



# 消費生活相談

## 新型コロナウイルス感染症に 便乗した悪徳商法に注意！【その2】

相談は  
こちらへ...

役場消費生活センター（町民課内）  
TEL 0796・36・1941（直通）

たじま消費者ホットライン  
TEL 0796・23・1999

※相談無料で秘密は厳守!!

### 【事例】

自宅に「新型コロナウイルスの感染を防ぐために、行政から委託されて消毒に回っている。」と電話があった。行政とはどこか尋ねたが答えず、費用について聞くと「面積によって違う」と言っていた。

翌日も同じ業者から電話があり「パンフレットを持参する」と言われた。断ったが、来たら怖いので対処方法が知りたい。

### ＜ひとことアドバイス＞

- ◆行政から、特定の業者に消毒を委託するケースは現在のところありません。
- ◆「行政からの委託」と嘘をつき、訪問しようとする悪質な手口です。
- ◆仮に訪問を受けたら、迷わず警察に通報してください。
- ◆国から緊急事態宣言が出されるというこれまでに経験したことがない状況の中で、多くの人がさまざまな不安を抱えながら生活をしています。いつもはできる冷静な判断ができないことも考えられますので、「コロナ・新型肺炎」と言われたら、嘘ではないかと疑ってください。仮に、正しい情報を慌てて嘘と勘違いしたとしても、恥ずかしがることはありません。自分一人で判断せず消費生活センターにお気軽にご相談ください。

5月は消費者月間です

『豊かな未来へ～「もったいない」から始めよう！～』をテーマに食品ロス削減などに取り組みます。